

介護予防・日常生活支援総合事業費の取り下げ（過誤）について

1. 取り下げ（過誤）とは

国保連に対して行った介護報酬の請求で、支払決定されたものを取り下げのことを「過誤」といいます。

実際のサービス提供実績と異なった内容で請求し支払決定されたものは、一度請求を取り下げて正しい内容で再請求する必要があります。

過誤を行う場合（例）

- ・サービス提供回数を間違えた。
- ・加算の算定をしていなかった。
- ・算定できない加算を算定していた。
- ・公費の記載をしていなかった。 等

過誤は請求明細単位で行うため、「加算だけ」「一部の明細だけ」といった処理はできません。

過誤申立による実績取下げ分は、過誤処理を行った翌月の介護報酬支払から相殺されます。支払金額がない場合や取り下げ分の金額が支払金額より多い場合等、相殺できない場合は、国保連から納付書が届き現金で支払うこととなります。

2. 過誤処理後の再請求

通常過誤の場合、過誤処理が完了したら国保連から「過誤決定通知書」が送付されます。再請求が必要な場合は、「過誤決定通知書」を確認後再請求してください。

3. 同月過誤と再請求

過誤と再請求を同じ月に行うことを「同月過誤」といいます。

これは、過誤金額が大きい場合や過誤件数が多い場合に、同月に再請求を行い差額調整することで支払金額への影響を少なくするための処理です。

特殊な処理となるため、原則として次の場合を対象とします。

同月過誤を行う場合

- ・実地指導等により加算等の返還が生じた場合
- ・大量の過誤調整が必要となった場合
- ・事業所が廃止・休止している場合

過誤処理と同月に再請求が行われなかった場合、通常過誤となり取り下げのみの処理となります。再請求が審査において返戻となった場合にも、差額調整できない場合は現金で支払うこととなりますのでご注意ください。

4. 過誤処理できない場合

過誤がエラーとなり取り下げできなかった場合は市から連絡いたします。

取り下げできない場合

- ・ 請求が返戻となっているもの
- ・ 請求が保留となっているもの
- ・ 過誤処理と同月に給付管理票の修正がされているもの

請求が返戻となっているものは、取り下げる必要はありませんので、必要に応じて再請求してください。

請求が保留となっているものは、支払決定された後に過誤申立を行ってください。保留となっていたものが返戻された場合には、必要に応じて再請求してください。

過誤処理と給付管理票の修正が同じ月に行われた場合は、過誤処理がエラーとなりません。給付管理票の修正を伴う場合は、居宅介護支援事業所等と修正時期の調整を行ってください。

5. 過誤申立書の提出

過誤は国保連での審査確定後、給付実績が市へ送付されたのを確認してからの処理となります。申立書は遅くとも各処理日の前日には届くよう郵送か直接持参して提出してください。(FAXでの受け付けは行っていません。)

通常過誤 毎月20日(休日の場合は前開庁日)

請求を行った月の翌月(サービス提供月の2月後)から処理可能

同月過誤 毎月7日(休日の場合は前開庁日)

請求を行った月の2月後(サービス提供月の3月後)から処理可能

同月過誤の場合は「過誤申立書」に「差額調整計画書」を添えて提出してください。

「差額調整計画書」については、国保連へも提出してください。

6. その他

尾道市以外の被保険者の過誤については、各保険者に確認してください。

生活保護受給者で被保険者番号が「H」で始まる方については、福祉事務所へ確認後、過誤申立書は当課へ提出してください。

問合せ・提出先

〒722-8501

広島県尾道市久保一丁目15番1号

尾道市高齢者福祉課高齢者福祉係

TEL : 0848-38-9137